

令和8年度沖縄県経済グローバル展開推進事業 委託企画提案公募要領

沖縄県では、以下の事業の企画提案を公募します。

受託を希望される事業者は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 委託事業名

令和8年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託

2 事業の目的

沖縄県では、令和4年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、沖縄県経済のアジアをはじめとする海外市場展開を継続的に推進してきた。

国際情勢の変化や海外市場の複雑化、県内事業者の海外展開へのニーズの多様化が進む中で、戦略の不断のアップデートと具体的な施策の推進は不可欠である。

令和6～7年度には、県内及び日本を代表する経済団体、アジア諸国の関係機関等のメンバーから構成される「沖縄県経済グローバル展開推進委員会」において、観光を契機とした沖縄のグローバルブランド化及び多様な市場への展開可能性をテーマに検討が行われ、令和8年3月に提言を受けた。

令和8年度は、同委員会からの提言に基づき、基本計画の理念と連動しつつ、沖縄県経済のグローバル展開に係る施策の具体化と着実な実施に向けた調査・検討を進めることを目的とする。

3 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 提案額

提案額は、6,505千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 委託契約

原則として第一位入選者と委託契約する。

委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げ、協議のうえ契約するものとする。

6 委託業務内容

別紙の令和8年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託企画提案仕様書のとおりとする。

7 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが(4)から(8)に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (2) 類似の調査事業の受託実績があり、想定する委託期間内において別添仕様書に基づく業務内容を遂行する能力を有すること。
- (3) 県内において業務進捗状況又は業務内容に関する打ち合わせに対して、迅速に対応できる体制を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用する（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く。）。

（注）：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (5) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

8 応募書類

応募に当たっては、次に掲げる書類を作成し、正本1部、副本9部を提出すること。

- (1) 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】
- (3) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】
- (4) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】
- (5) 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
- (6) 法人（事業者）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】
- (7) 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】
- (8) 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式8】
- (9) コンソーシアム構成書（※コンソーシアムの場合）・・・・・・【様式9】
- (10) コンソーシアム協定書（※コンソーシアムの場合）
- (11) 添付書類
 - ① 定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - ② 登記事項証明書（登記簿謄本）の写し（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - ③ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - ④ 応募者の概要がわかるもの（会社案内等）
 - ⑤ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人都道府県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類（写し可）

※コンソーシアムの場合、上記(6)から(8)まで及び(11)についてコンソーシアムの構成員ごとに提出すること。

※各様式は、必要に応じて2枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

9 応募書類の提出

- (1) 提出期限 令和8年9月9日（水）12時00分（提出期限厳守）
- (2) 提出場所 沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁8階）
電話番号 098-866-2340 FAX 番号 098-866-2526
- (3) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は、書留郵便とすること。提出期限の日必着とする。

10 応募書類に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 公募掲載日から令和8年9月1日（火）12時00分まで
- (2) 受付方法 質問書【様式10号】により、担当者名・電話番号記載のうえ、グローバルマーケット戦略課代表メールあて提出すること。
＜グローバルマーケット戦略課代表メール aa050075@pref.okinawa.lg.jp>
- (3) 回答 最終回答は令和8年9月4日（金）予定
回答はウェブ上で公表する。

11 委託候補事業者の選定（審査の実施）

- (1) 第一次審査（書面審査）
応募のあった者について、提出された書類に基づく第一次審査を行い、第二次審査（プレゼンテーション）対象者を選定する。選定された者に対しては、第二次審査の場所と時間を電子メール又は文書により通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを電子メール又は文書により通知する。
結果通知日：令和8年9月11日（金）予定
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション）
選定委員会において、応募者自ら提出資料に基づき企画提案書の内容等についてプレゼンテーションを行い、その内容を審査し、委託候補者の順位を決定する。
審査会場への入場者は3名以内とする。
選定委員会開催日：令和8年9月17日（木）午後予定
※プレゼンテーション審査を行う時間・場所等については、後日連絡する。
- (3) 評価基準
審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。
 - ① 技術力（専門性や類似業務実績が十分にあること）
 - ② 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
 - ③ 実効性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
 - ④ 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）
 - ⑤ 妥当性（事業を遂行するに当たり、妥当な積算であること）

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、選定委員会に参加する経費等企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 企画内容については、受託者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではなく、受託者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定することになる。

- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 本委託業務は再委託が制限されている。別紙企画提案仕様書を確認すること。
- (7) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (8) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 業務を行う上で知り得た一切の情報等（個人情報や企業情報含む）については、関係法令に則り適正に取り扱い、秘密の保持に留意し、漏洩防止の責任を負うこと。
- (10) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートを用いるものとする。
- (11) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで別途協議して決めることとする。

13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階
沖縄県商工労働部グローバルマーケット戦略課 担当：安慶田、安座間
電話：098-866-2340 F A X：098-866-2526
E-mail：aa050075@pref.okinawa.lg.jp